（かじ取装置）

第13条　（略）

２　自動車（次項の自動車を除く。）のかじ取装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　（略）

二　運行補助機能（協定規則第79号の規則2. 3. 4. に定める機能及び協定規則第171号の規則2. 1. に定める機能をいう。以下この条、第91条、第169条及び別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」において同じ。）のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（協定規則第79号の規則2. 3. 4. 4. 及び2. 4. 8. に定める機能を除く。）にあっては、協定規則第171号の規則5. 及び6. に適合するものであること。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合であって、協定規則第171号の規則5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は5. 5. 4. 2. 6. 5. に定める要件に該当しない運行補助機能にあっては、同規則の規則5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は5. 5. 4. 2. 6. 5. （「vehicle is located on a “Highway”」の要件に限る。）若しくは附則３（3. 4. 4. 及び3. 5. に限る。）の規定は適用しないことができる。なお、当該運行補助機能が協定規則第79号の規則2. 3. 4. 1. 又は2. 3. 4. 5. に定める機能にあっては前号の基準に適合するものであればよい。

３～５　（略）

（速度計等）

第70条　（略）

２　型式の指定等を行う場合にあっては、自動車に備えられたすべての速度計は、前項の要件を満たしていなければならない。この場合において、運行記録計は速度計に含まないものとする。

３　走行距離計の表示、取付位置、精度等に関し、保安基準第46条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる自動車に応じ、当該各号に定める基準とする。

一　自動車（次号及び第３号に掲げる自動車を除く。）　協定規則第39号の規則5. 5. から5. 12. までに定める基準

二　二輪自動車及び側車付二輪自動車　協定規則第39号の規則5.5.から5. 8. まで及び5. 10. に定める基準

三　大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車　協定規則第39号の規則5. 5. に定める基準

４　型式の指定等を行う場合にあっては、自動車に備えられたすべての走行距離計は、前項の要件を満たしていなければならない。この場合において、運行記録計は走行距離計に含まないものとする。

（かじ取装置）

第91条　（略）

２　自動車（次項の自動車を除く。）のかじ取装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　（略）

二　運行補助機能のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（協定規則第79号の規則2. 3. 4. 4. 及び2. 4. 8. に定める機能を除く。）にあっては、協定規則第171号の規則5. 及び6. に適合するものであること。ただし、協定規則第171号の規則5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は5. 5. 4. 2. 6. 5. に定める要件に該当しない運行補助機能にあっては、同規則の規則

（かじ取装置）

第13条　（略）

２　自動車（次項の自動車を除く。）のかじ取装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　（略）

二　運行補助機能（協定規則第79号の規則2. 3. 4. に定める機能及び協定規則第171号の規則2. 1. に定める機能をいう。以下この条、第91条、第169条及び別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」において同じ。）のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（協定規則第79号の2. 3. 4. 4. 及び2. 4. 8. に定める機能を除く。）にあっては、協定規則第171号の規則5. 及び6. に適合するものであること。なお、当該運行補助機能が協定規則第79号の規則2. 3. 4. 1. 又は2. 3. 4. 5. に定める機能にあっては前号の基準に適合するものであればよい。

３～５　（略）

（速度計等）

第70条　（略）

（新設）

２　走行距離計の表示、取付位置等に関し、保安基準第46条第２項の告示で定める基準は、協定規則第39号の規則5. 5. に定める基準とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（かじ取装置）

第91条　（略）

２　自動車（次項の自動車を除く。）のかじ取装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　（略）

二　運行補助機能のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（協定規則第79号の2. 3. 4. 4. 及び2. 4. 8. に定める機能を除く。）にあっては、協定規則第171号の規則5. 及び6. に適合するものであること。なお、当該運行補助機能が協定規則第79号の規則2. 3. 4. 1. 又は2. 3. 4. 5. に定める機能にあっては前号の基準に適合するものであればよい。